

中国における乳幼児教育の現状と課題

董 秋 艶*

要旨 本稿は、先行研究の成果を踏まえながらその歴史的な跡付けをし、中国の乳幼児教育の現状と課題を呈示することを目的とした。まず、清末中国の日本モデルとして策定された幼児教育の制度が、民国期ではアメリカモデルに転換されたことや中国化の幼児教育も模索されたことを述べた。そして、新中国成立の当初から公教育として位置つけられている乳幼児教育が、1990年代の市場経済により教育産業に変貌されたことを検討した上で、政府が早期からの教育へ重視するようになったことを考察した。こうした作業を通して、制度上にもたらした乳幼児教育の格差や見捨てられた農村の乳幼児教育の問題を課題として提示した。

キーワード 中国の乳幼児教育 就学前教育 早期教育 教育格差

はじめに

近年において、乳幼児教育は世界的な注目を集め、様々なアプローチで研究が進められている。その背景には、国や地域における乳幼児教育・保育の歴史・制度・伝統・文化などの違いによって異なると思うが、共通課題の一つは、女性の社会進出に伴う乳幼児の待機児童対策や働く女性への支援の問題であろう。本稿は中国の乳幼児教育の現状と課題を、中国の歴史的背景をふまえて全体的に把握することを目的とする。

中国の幼児教育は、清末期が日本、民国期はアメリカ、そして新中国の建国直後は旧ソ連という三つのモデルを選択しながら発展してきたことを、すでに先行研究で明らかにされてい

る¹。そして1970年代末に導入された市場経済体制下の幼児教育についても、日中両国の研究者から様々なアプローチで研究されてきた²。本稿は先行研究の成果を踏まえながら、中国の乳幼児教育の在り方がどのように位置づけられ、変容してきたのかを社会的な動きを据えながら分析し、現在に抱えている問題や課題等を明らかにしたい。

中国では、幼児教育施設を「蒙養院」から「蒙養園」へ、そして現在の「幼稚園」と名付けてきた。現在の幼稚園は6歳までのいわゆる「就学前教育」を提供する場に移行しつつある。本稿では、史・資料の引用文の場合はそのままの言葉を使用して説明し、その他は0～3歳の教育を「幼児教育」と用い、0～6歳の教育を「乳幼児教育」または「就学前教育」とする。

* 福岡県立大学人間社会学部・講師

1. 戦前中国における幼児教育の歴史

中国において最初に幼児教育事業に着手したのは、キリスト教（プロテスタント）宣教団体である。アヘン戦争（1840年）後、これらは本格的に中国に進出した。伝道的手段としては、教育事業及び医療事業が挙げられる。また、宣教団体の教育事業は主に女子教育に着目し、20世紀初頭にはいくつかの女学校を設立していた。それらは多くの場合、幼稚園を付設しており、記録によれば、1902年当時すでに幼稚園6か所、幼児数194人であったという³。当時の中国人で最初に近代的な幼児教育の必要性を論じたのは、変法自強運動の指導者康有為⁴と弟子の梁啓超⁵であったが、実際に中国人自身による幼稚園設立の動きが具体化するのは、1904年当時の中国清政府が公布した近代教育制度「奏定学堂章程」以後になる。

1-1 日本モデルの幼児教育

「奏定学堂章程」⁶は日本の教育制度をモデルとして策定されたが、執筆者の博士論文⁷で指摘したように、幼児教育においては、日本の幼児教育を賛同しながらも幼稚園の教諭または保母を養成する女学堂（女学校の意味）の設立を賛同しなかった。便宜策として同章程の中に「蒙養院（幼稚園の意味）及び家庭教育法章程」⁸を設けた。具体的には、各家庭に教科書を配布して母親に勉強させ、同時に彼女たちが家庭教育を行うようにし、各家庭が幼稚園のようになることを期待した。一方、日本の女子師範学校や附属幼稚園方式を採用し、中国に現存の育嬰堂（乳児院）と敬節堂（身寄りのない女性を収容する施設）という両施設に蒙養院を設けることを推進し、両施設に収容している女性をまず

「保母」として養成することとした。育嬰堂の女性はもともと乳児の世話をさせるために雇っており、敬節堂の女性のほとんどは各家庭に雇われた乳母だったからである。

「奏定学堂章程」の公布を待っていたように、官立、私立の女学校・蒙養院が次々と設立され、さらに、幼児の教育を担う女子教育の必要性を認識する者が多くなり、女子教育の制度化を訴えるようになった。加えて、この間、富国強兵の立場から女子教育の必要を説く雑誌や新聞も多くなり、それに伴って民間でも女学堂を設立する動きも高まっていた。こうした動きが、1907年に両章程「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」の発布を俎に載せることになったと考えられる。両章程の教育「総要」では、女子教育は「国民教育の基本」である家庭教育のためであり、「最良」の家庭教育を求めるには「賢母」を育成しなければならないと論じている。

このように、当時日本では盛んに論じている「賢母養成」の女子教育を中国にもはやされることとなり、そして女子教育施設と蒙養院に多く日本人女性を教習として雇うこととなった。

1-2 民国期の幼児教育

中華民国（1912年）の成立初期においては、政治混乱もあって、教育全体が不振な状況にあった。幼児教育はなおさらである。ところが、1919年にはじまった五四新文化運動を契機に、プラグマチズムの教育思想がさかんに流入するようになり、デューイ（1859-1952）⁹、モンロー（1869-1948）¹⁰をはじめとするアメリカの代表的な教育学者がしきりに来訪し、プラグマチズムの児童中心主義の教育思想が導入され、各種の新式教授法がはなばなしく紹介され、導入され

た。そうした教育への関心が高まり、幼児教育の制度化も議論されるようになった。新教育運動をリードした全国教育会連合会¹¹や中華教育改進社¹²などの教育団体で、教育制度・内容全般にわたる改革を提唱し、幼児教育の改革を重要課題として取り上げた。それを受けて、教育部は、1921年に「蒙養園の普及に努めるよう」命令を発し、1922年11月に「大統領令」により、「学制系統改革案」を發布し、アメリカ型の六・三制の採用に踏み切ったが、その際「蒙養園は六歳以下の児童を収容する」として、はじめて幼稚園を学校制度の一段階として正式に位置づけ。また、幼稚園師範学校を専科師範の一つとして公認した。

しかし、当時の中国はいわゆる軍閥混戦の時代であり、それがそのまま幼稚園の普及につながるものではなかった。一方、当時の中国の幼稚園（ミッション系を含む）の内容や方法等に対して、「外国かぶれ病」「浪費病」「旧来のやり方の踏襲」だと批判し¹³、中国の社会現実、その実際の需要に適合する幼児教育を模索する動きもあった。その代表的な人物は、陶行知（1891-1946）と陳鶴琴（1892-1982）である。陶も陳がアメリカ留学生出身で、コロンビア大学でデューイに教育学を学んだ人物であった。両者の模索の成果が、その後の国民政府の教育政策に採択されることとなった¹⁴。

このように、民国期の教育制度は日本からアメリカ型へと転換する時期でもあり、幼児の教育においては「中国化」を目指す時期でもあった。

2. 戦後における中国の幼児教育事情

2-1 幼稚園の急増とその要因

1949年の人民革命の成功により中華人民共和国が成立し、作成した新しい教育制度の中で、幼児教育は満3歳から満7歳までの子どもを公教育の対象としてとらえられ、学制の一環に組み込まれた¹⁵。また、注目すべきことに、1953年3月に公布された「幼稚園暫行規則」（草案）の「第1章総則」において、第二条で「幼稚園の任務は、新民主主義の教育方針に基づいて幼児を保育し、小学校に入学するまで、その心身を健全に発育させるとともに、母親の幼児に対する負担を軽減し、母親に政治生活、生産労働、文化教育活動等に参加する時間を持たせるにある」¹⁶とされた。ここにある最後の文言が、清末中国が明治日本から「母親が育児」という役割を輸入して以来、長い間中国の母親にも縛られてきたこの育児の重荷から減輕する意味もあるように思うが、結局は幼稚園が母親の育児を手伝うこととしか意味をなさないとも言える。とはいえ、この女性の社会進出に手助けを負う幼稚園制度により、建国10年目の1958年には幼稚園の開設や増設が543倍という数字に達したという¹⁷。

量的な増大のみならず、質的にも大きな成長がみられる。前述したように、中国の幼児教育も公教育の対象であるので、幼稚園教師も国家の責任において養成する方針がとられてきた。1957年の統計では工科系大学の数が48校に対し、師範学院の数は58校に達し、そのうち38校が初級・幼児師範であるという¹⁸。初級・幼児師範とは、小学校と幼稚園教師の養成機関であり、学院とは単科大学のことである。その他、高等師範及び総合大学の教育系には「学前

教育専攻課程」が設けられ、ここでも幼児教育専門家が計画的に養成されていた。つまり、幼稚園教師は大学を経る必要があった。その意味では、政府にとって、幼児教育への期待が大きかったことも窺える。だが、戦後に迅速に発展してきた幼児教育が、1966年に始まったプロレタリア文化大革命¹⁹（いわゆる「文革」）により、教育全体が停止されてしまい、幼児教育も空白の10年を迎えることとなった。

2-2 市場経済試用期下の中国幼児教育状況

文革後は、国家が文革期の混乱から立ち直り、市場経済を導入しようとする時期でもある。一人っ子政策が始まり、子どもの教育の振興にも着手された。1979年10月に、教育部から幼稚園についての規定「都市の幼稚園の教育に関する条例」(試行草案)²⁰が公布された。その規定の総則第1条では「幼稚園は満3歳から満6歳までの幼児に対して学齢前教育を施す機関」であることを定めた。そして翌年の11月に衛生部より「都市の託児所の保育に関する条例」(試行草案)²¹が公布された。その「条例」の総則は「託児所は三歳前の児童を集団的に保育する機関である」と定められている。両規定によって、幼稚園は従来通り公教育の基礎教育機関として教育部の所管に置かれ、託児所は公教育としての位置付けはなく、乳幼児の保育機関として衛生部の所管に置かれた。また、両規定によって、中国の託児所と幼稚園の保育・教育が連続して行われることが特徴付けられた。実際には、託児所・幼稚園が併設されていることが多く、園長と所長は兼務することになっているところも多い²²。

また、幼稚園の経営は「二本足で歩く」という公営と民営二本立ての方針で行われていた。

両者の区別は経営主体の性格の区別によるもので、公営とは、教育部門をはじめとする政府諸機関、解放軍部隊等の経営するもの、及び全人民所有制単位(すなわち国营)各企業、事業単位が経営するものである。民営とは、集団所有制の単位、すなわち都市にあっては街道(町会あるいは隣組にあたる)、農村にあっては人民公社、生産大隊などが経営するものである²³。

政策があっても、この時期に民営園を経営するには経済的な困難を要するため、公営園(託児所数を含む)の設立が確実に増加していった。問題は園の数よりも、幼児教員の不足である。前述したように、文革中に幼児教師を養成する幼児師範学校が停止されており、急増する幼稚園や託児所の教員が少ない。そのため、当時は、将来的な対策として、大学、師範学校等での幼児教育専門教師の養成に力を入れながら、両施設に雇う保母が中等衛生学校で養成することとされた。そして、応急策として資格のない者たちを雇う方策をとった。それと同時に在職中教師・保母・園長等の水準を高めるように研修による再教育を行うことを求めた²⁴。

しかし、1990年代に入り、本格的な市場経済システムが取り入れられ、これまでの国有企業が減少し、それにより各企業や機関内に付設した託児所や幼稚園も減少していく。加えて、1979年から始められた一人っ子政策と早期退職女性及び農村出身のベビーシッターなどの余剰労働力による育児の参加が、託児所への需要を低下させ、託児所が閉鎖か、または近隣の幼稚園に吸収・合併されることとなった。一方、1993年の「中国教育改革と発展に関する要綱」が公表され、社会主義市場経済システムへの転換に相応しい教育の有り方として、「教育機関は、今後、可能な限り経営方式を多元化し、社

会の各方面から資金を調達する」ことを奨励された²⁵。これによって、民営する乳幼児教育・保育機関が急増するようになったが、それにもない、幼児教育専門への入学希望者が減少していく。師範学校も、大学の教育改革により閉鎖または合併されることとなった。

3. 市場経済成長期に拡大する就学前教育

3-1 早期からの教育への重視

1999年、中国共産党中央と政府国務院により「教育改革の深化と素質教育の全面的展開に関する決定」²⁶という21世紀に向けた教育指針が発表され、あらゆる段階とタイプの教育を通じ、学校・家庭・地域と政府が一体となって、資質の優れた人材を育成する方策を提出している。その中の第1章第4節は、「各級政府は、児童生徒の学習負担を軽減する健全な指導監督評価システムを打ち立てなければならない。また、乳幼児の身体発育と知力の開発を重視し、乳幼児の早期教育に関する科学知識と方法を普及させなければならない」と記した²⁷。「早期教育」とは、社会全体がとりくむ「資質教育」の中の、「もっとも初期段階の教育」という位置付けなのである。その後の2001年に、政府国務院は「基礎教育の改革と発展に関する決定」を発表し「就学前教育の発展を重視する。地域社会に依拠し、公的セクターと私的セクターを結合させた多様な形式の就学前教育と子どもの早期からの教育サービスを大いに発展させなければならない」²⁸とさらに明確に記した。このように、政府が「早期からの教育」政策に着手し始めたのである。

また、これまで0歳から3歳までの乳幼児保育は主に衛生部門が主体であったが、「早

期教育」が「初期段階の教育」と位置づけられこともあり、教育部門が責任を負うようになっていく。というのは、先に述べたように、社会のニーズにより託児所がなくなっているし、幼稚園も少子化の折から保育年齢を下げ、0歳から6歳までのトータルな就学前教育サービスを提供する場に移行しつつという事情もあった。そのため、教育機関である幼稚園の託児部ないし「小小クラス」(1歳児または2歳児からの保育)として、合併・吸収されることが多くなり、いわゆる「託幼一体化」が進むこととなった²⁹。

こうした就学前教育が重視されるようになったのは、1990年代に「子どもの権利条約」を批准していたことや、1990年代を通じて9年制義務教育が基本的に普及したことなどがあると推測されていた³⁰が、親が「科学的な早期からの教育」へと同調していることも一つの背景だと推測する。改革開放政策が始動した1979年に始まった一人っ子政策により、両親と祖父母の6人の大人が我が一人っ子の教育に対して熱い関心があり、それに加え、中国社会の経済的な成長に伴い、国民生活も高い水準を求め始めたことにある。人生教育の最初の段階である就学前教育も重要であると考え、家族が増え、就学前教育への民間資金の投入率も高まった。2003年の統計ではあるが、民営幼稚園は全体の幼稚園数の4分の1以上を占めるようになったという³¹。

そして、前述した政府国務院の「決定」が出されると、民営教育は、さらに重要な提供者となり、2009年の民営幼稚園は幼稚園総数の64.62%を占めることになったという³²。その中で、従来の公立園が徐々に補助金をカットされ、年限を切って完全に民営化する動きもあった。その場合に、園としては親からの保育料収

入で補填せざるを得ず、親が喜んで我が子を通わせるような多彩なメニューやサービスを充実させて顧客を獲得するという状況となった。このため大都市を中心に、急速に正規の幼児教育機関があたかも教育産業に変貌するような現象が生じた。こうしたことが、今日に至る大都市の「入園難」「入園高」事情につながった。また、人気園の誕生とそれをもたらした園間の「格差」が、現在も地方都市にも蔓延しつつあると推測される。

3-2 早期教育の展開

こうした現象を払拭するように、2010年7月29日に中国政府より「国家中長期教育改革と発展計画綱要（2010-2020）（以下は「計画綱要」と称す）が公布された。この中で、「基本的に就学前教育を普及させる」ことを打ち出し、2020年までに就学前1年の粗入園率を95%に、就学前3年の粗入園率を70%とする数値目標を示された。また、就学前教育を一つの章として設け、次の三つの目標①2020年までに就学前教育を発展させること、また0歳から3歳までの乳幼児の教育を重視すること、②政府の職責を明確にし、就学前教育の発展のためにそれを果たすこと、③農村の就学前教育の発展に力を入れることが掲げられた³³。これらの事柄、とくにこれまでほとんど取り上げてこなかった農村の就学前教育の発展も目標されたことを考えると、就学前教育をこれまでより重視されるようになったことが窺える。

この「計画綱要」を受けて、国务院は同年11月24日に「現在就学前教育発展に関する若干の意見」（以下は「若干意見」と称す）を発表した。この中で、幼児園の教育は生涯学習の出発点とし、国民教育体系の重要な構成部分であると位

置付けられ、引き続き量的拡大と質の向上に関する方針が示された。量的拡大については、「入園難」の問題に言及し、地方政府がその解決を図るべきことが示された。教育の質に関しては、教員の集団の強化、教員の資格制度の強化や地位、待遇の保証が挙げられた³⁴。

「計画綱要」及び「若干意見」後、就学前教育の規模が拡大し、広く普及した。教育部門によって運営される幼児園数も着実に増えつつあるが、民営幼児園が全体の3分の2を超えたという³⁵。それに対して、政府が幼児園の管理を強化させるためには、法に基づく教育の統治が必要であると考え、2016年に「幼児園工作規程」が改正され公布された³⁶。

この「幼児園工作規程」は、1989年に試行的制定された後、1996年に第1回の改正が行われたので、2016年は第2回目の改正になる。この二つの改正に着目し、改正内容の分析や国の体制・教育の有り方の変化との関係が検討されたものに、南部宏孝・桑原綾の論考（南部宏孝・桑原綾、2017年）がある。その論考に2016年の改正による5つの変化点が挙げられた。簡潔的にまとめると、第1に幼児園保育は当初が学校教育の準備段階とされたが、改正後は、学校教育の重要な構成部分であり、基礎段階であると位置づけられた。第2に、幼児園の安全面がこれまでより強調された。第3に、教育面の変化が大きい。第4に、園長をはじめとする教職員に求められる学歴要件や研修参加の必要性、果たすべき任務が明記された。そして第5に、幼児園と家庭の関係が一方的な関係から双方向的な関係へと移行されたという。

本稿は、その成果をふまえながら、2016年改正において筆者が大きく変化を見とれる点を、以下（表1 7頁）のようにまとめて考察を試

表1 各規程における主な変更点とその内容

内容	1989年	1996年	2016年
第1章			
幼稚園の任務	保護者が安心して社会主義建設に参加できるよう、便利な条件を提供する	保護者が仕事や勉学に参加するため、便利な条件を提供する	保護者に対する科学的な育児指導を提供する
第3章			
給食の献立の保護者への開示	記述なし	記述なし	幼稚園は毎週保護者に幼児の給食の献立を開示する
第4章			
小学との関連について	幼稚園は小学校と密接に結びつくべきであり、相互に力を合わせ、両方の段階の教育が相互に関連するように注意する	1989年と同じ	(これまでのものに加えて) 幼稚園は事前に小学の教育内容を教えてはならず、いかなる場合においても幼児の心身発達の規律に背いた活動を展開してはならない
第6章			
保育員に求める資格	初級中学卒業を有し、ならびに幼児保育の職業訓練を受けているべき	1989年と同じ	高級中学卒業以上の学業を有し、幼児保育の職業訓練を受けているべき
教育に関する教員の任務	記述なし	記述なし	良好な教育環境を創造し、合理的に教育内容を組織し、豊富な玩具と遊びの材料を提供し、適切な教育活動を展開する

出典：「幼稚園工作規程」 1989年、1996年、2016年及び前掲南部宏孝・桑原綾「文革後中国における幼稚園教育の変容—「幼稚園工作規程」を手がかりに一」より筆者作成

みる。

まず、幼稚園が保護者に対して指導的な立場となったことが挙げられる。これまでの幼稚園は幼児を預かる場所としての側面が強く、保護者の育児に協力的な保育施設としての役割が期待されていたが、2016年の改正が「保護者に対して科学的な育児指導を提供する」という記述に変更された。また、それとセットのように必然的に幼稚園の「保育員に求める資格」を、これまでの「初級中学卒」から「高級中学卒業以上の学業」と引き上げ、その指導的な立場を形成しようとした。このように、保育の専門性を備えることが求められていることからこそ、

「教育に関する教員の任務」にも具体的な目標が明記されたといえよう。

次に注目すべきことは、これまで何も記述がなかった「給食の献立の保護者への開示」に、2016年の改正には「幼稚園は毎週保護者に幼児の給食の献立の保護者への開示」と明示された。加えて、その2016年改正の章構成がこれまでと基本的に変更がなかったが、これまでの第3章にあった幼稚園の安全の内容が一つの章立てとされている³⁷。こうした幼児の健康や身体などに関して安全管理への重視を強調させたのは、近年よく新聞やニュースなどのメディアで取り上げられている保育員よる乳幼児の虐待や

食中毒、不法侵入者等の事件が背景にあると思われる。無論、こうして相次いで報道された幼稚園事件が、政府の民営園に対する管理統治の好材料となる嫌いがある。

そして「小学との関連について」をみると、2016年の改正には「幼稚園は事前に小学の教育内容を教えてはならず、いかなる場合においても幼児の心身発達の規律に背いた活動を展開してはならない」と明言化された。つまり、2016年以降の幼稚園には小学の教育を行うことが禁止されている。現在、多くの幼稚園、その中でもとくに民営園は、人気を得るために小学校レベルの教育を行うことを売りにしている。前述したように、現在、民営園がすでに幼稚園の過半数を占めているなかで、安定した経営のために行われる人気獲得競争に小学化教育の幼稚園への反映が主たる要素となっている現在において、禁止令だけでは歯止めが効かず、財政的な支援も必要であると言える。

おわりに

以上、中国の乳幼児教育の歴史を跡付けてきた。中国の幼児教育が日本モデルとして制度策定されたが、民国期にはアメリカモデルに転換された。そして、新中国成立の当初から公教育として位置づけられている幼児教育が、1990年代の市場経済によって、その位置付けや任務、教育あり方を模索され、その法整備もされてきたことを確認した。

現在中国政府が少子化対策として「科学教育」を掲げ、幼稚園における教育的要素を重視されたが、それと対応するような形で、中国の親は子どもの就学前教育を過度に重視する傾向があり、幼稚園で小学校の知識を勉強できる園

を優先選択している。「入園難」「入園高」ということは、そういうサービスが良い有名な幼稚園に入るものの状況を指している。制度上にはこうした入園難問題を地方政府に解決を求めているが、乳幼児教育の福祉制を軽視して、教育性のみを重視されるとこうした不均衡を解決できる見通しがないだろう。

都市部の乳幼児教育が述べてきたとおり、市場経済導入期から発展されてきたが、農村部の就学前教育は2010年「計画綱要」をもって初めて重視されるようになったといえる。こうした「城郷」(都市部と農村部)間にあった甚大の教育格差を国家が具体的にどう克服していくのかを、今後農村部の就学前教育の研究の動向を見極めるとともに、その実態調査を行いたい。

注

- 1) 阿部洋編集『世界の幼稚教育 1 アジア』16頁 1983年
- 2) 一見真理子「全人民の資質を高める基礎「早期の教育」競争力と公平性の確保」(泉千勢・一見真理子・汐見稔幸編『未来への学力と日本の教育 9 世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店 2008年)、西山佐代子「社会主義市場経済下中国の都市保育行政の動向—遼寧省瀋陽市を事例として」(『北海学園大学経済論集』第51号 2003年)、劉郷英「中国における乳幼児教育・保育の動向と保育者養成改革の現状と課題に関する検討」(『教育学部研究紀要』福山市立大学 Vol.1 2013年)、李敏誼「中国就学前教育の発展：回顧と展望」(『中国の初・中等教育の現状と動向』第55号 2011年)などがある。
- 3) 舒新城「中国幼稚教育小史」(『教育雑誌』第19巻第2号所収 1927年、前掲阿部洋編集『世界の幼稚教育 1 アジア』16頁)

- 4) 康有為『大同書』1898年
- 5) 梁啓超『変法通義』1898年
- 6) 「奏定学堂章程」(1903年11月26日、西暦は1904年1月13日)は22章程から構成される。「蒙養院章程及び家庭教育法章程」、「初等小学堂章程」、「高等小学堂章程」、「中学堂章程」、「高等学堂章程」、「大学学堂章程」、「初級師範学堂章程」、「優級師範学堂章程」、「任用教員章程」、「訳書館章程」、「進士館章程」、「初等農工商実業学堂章程」、「中等農工商実業学堂章程」、「高等農工商実業学堂章程」、「実業補習普通学堂章程」、「芸徒学堂章程」、「実業教員講習所章程」、「実業学堂章程」、「各学堂管理通則」、「学務綱要」、「各学堂試験章程」、「各学堂奨励章程」である。(璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料編一学制演変一』上海教育出版社 1991年)
- 7) 董秋艶『近代女子教育の成立をめぐる日中関係史研究』博士論文 平成26年度提出
- 8) 「蒙養家教之合一章第一」、「保育教導要旨及び条目章第二」、「屋場図書器具章第三」、「管理人事務章第四」で構成されている(前掲『中国近代教育史資料編一学制演変一』393~398頁)。
- 9) 1919年1月、デューイ(1859-1952)は、夫人アリスと共に日本を訪れた後の4月末に中国へ渡った。中国には2年2ヶ月余りも滞在したという(宋樹生「近代中国における新教育運動の都市から農村への拡大—陶行知の「曉荘学校」の教育実践を例に一」『都市文化研究』第1号 2003年)。
- 10) 1921年に中国を訪問し、12月19日から3日間に渡って北京でシンポジウムを開催した。デューイの同僚でもある(世良正浩「五四時期における中国教育改造の課題—中華教育改進社の教育認識を中心として—」『日本の教育史学』第24巻 1981年、等)。
- 11) 1915年に各省区教育会の代表が参加して結成した連合組織。民国初期の教育政策の決定に大きな影響力をもったという。1922年の六・三制採用は同会の提案によるもの(前掲阿部洋編集『世界の幼稚教育 1 アジア』)。
- 12) 1922年、モンローの来訪を機に成立した団体。教育の実情調査、教育学の研究により、中国教育の発展を図ることを目的としたという。デューイ、モンローも同会の名誉理事である(前掲阿部洋編集『世界の幼稚教育 1 アジア』)。
- 13) 陳鶴琴「現今幼稚教育之弊端」(『新教育』第8巻第2期所収 1924年)、張宗麟「調査江浙幼稚教育後の感想」(『中華教育界』第15巻第12期所収 1926年)
- 14) 同上(阿部洋編集『世界の幼稚教育 1 アジア』)
- 15) 1951年10月政務院公布「学制改革に関する決定」
- 16) 1953年3月教育部公布「幼稚園暫行規則(草案)」(前掲阿部洋編集『世界の幼稚教育 1 アジア』107頁)
- 17) 同上(阿部洋編集『世界の幼稚教育 1 アジア』)
- 18) 同上 47頁
- 19) 1966年から始まった文化大革命が教育全体を停止させられ、幼稚園教師養成する学校も停止された。毛沢東の死去後の翌年1977年に終結された。
- 20) 同上 113頁~119頁
- 21) 同上 120頁~125頁
- 22) 前掲(阿部洋編集『世界の幼稚教育 1 アジア』) 88頁
- 23) 同上 66頁
- 24) 同上
- 25) 「中国教育改革と発展に関する要綱」1993年
- 26) 原文の中国語は「關於深化教育改革全面推進素質教育の決定」である。
- 27) 同上
- 28) 政府国務院「基礎教育の改革と発展に関する決定」2001年
- 29) 前掲一見真理子「全人民の資質を高める基礎「早期の教育」競争力と公平性の確保」224頁
- 30) 南部宏孝・桑原綾「文革後中国における幼稚園教育の変容—「幼稚園工作規程」を手がかりに一」『京都大

学大学院教育学研究科紀要』第63号 2017年 469頁

- 31) 前掲一見真理子「全人民の資質を高める基礎「早期の教育」競争力と公平性の確保」231頁
- 32) 前掲 李敏誼「中国就学前教育の発展：回顧と展望」
- 33) 「国家中長期教育改革和發展規劃綱要(2010-2020年)《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 2011』人民教育出版社 2011 1頁～20頁 (http://www.gov.cn/jrzq/2010-07/29/content_1667143.htm)
- 34) 国務院「關於当前發展学前教育的若干意見」2010年 (http://www.gov.cn/zwgk/2010-11/24/content_1752377.htm)
- 35) 前掲南部宏孝・桑原綾「文革後中国における幼稚園教育の変容—「幼稚園工作規程」を手がかりに—」473頁
- 36) この「幼稚園工作規程」は1989年に試行的制定された後、1996年に第1回の改正を行われた。2016年は第2回目の改正になる。
- 37) 教育部「幼稚園規程」2016年(前掲南部宏孝・桑原綾「文革後中国における幼稚園教育の変容—「幼稚園工作規程」を手がかりに—」473頁を参照。)